

# 令和2年4月定例農業委員会 会議録

令和2年4月10日（金）

## 会 議 次 第

### 1. 開 会

### 2. 挨 拶

### 3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
利用権の設定について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受  
理について

### 4. その他

### 5. 閉 会

(午後 3時00分開会)

・事務局

皆さん、こんにちは。

会議の前に事務局よりご案内を申し上げます。

本日の会議の席につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の一環として、密接・密集・密室の3密を避けるため、各委員席を一定の間隔をあけて用意させていただいております。また、一番後ろのドアを開けておるんですが、会議の途中につきましても換気等を行いますので、ご了承をお願いいたします。

本日、ご予約いただいております農業委員会の歓送迎会につきましても、ご案内をさせていただいたとおり、開催を延期とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何とぞご理解の上、ご協力をお願いいたします。

それでは、令和2年4月農業委員会総会を開催させていただきます。

開会にあたり、事務局より、令和2年4月1日付人事異動の御報告並びに局長よりご挨拶申し上げます。

局長、お願いいたします。

・局長

皆さん、改めましてこんにちは。

令和2年度最初の農業委員会ということで、ご出席いただきましてありがとうございます。

日頃は農業分野だけではなく、さまざまな市政にご支援、ご協力をいただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

まず、本日ですが、令和2年4月1日付で橋本市農業委員会事務局、農林振興課も合わせてになりますが、人事異動がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

三浦康広です。昨年度までは農林振興課課長補佐として皆さんにお世話になっておりましたが、新しく農林振興課長及び農業委員会事務局長補佐として皆さんと一緒に取り組みをさせていただくことになりました。一言だけお願いします。

・三浦

皆さん、事務局として、役職は変わりましたが、引き続き

き頑張りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

・局 長

あと、農林振興課課長補佐の方に、本日、会議の方は欠席させていただいていますが、岡本英明という職員、生活環境課の方から異動してきておりますので、よろしく申し上げます。

それと、課内で仕事の割り振りというんですか、配属換えをさせていただきました。その中で新しく農業委員会事務局を担当することになりました本田裕奈です。

・本 田

本田です。頑張りますので、よろしく申し上げます。

・局 長

それから、前任の蛭本課長につきましては、総合政策部付です。皆さん方にもご心配、ちょうど丸1年ということになるんですが、ご心配をおかけしていますが、本人の思いとしては、ことしの5月から仕事に何らかの形で復帰したいという、そんな思いで頑張っているところですので、ご報告させていただきます。

それから、最後になりますが、同じ農林振興課の配属は変わらないんですが、農業委員会の事務局から外れます名迫です。

・名 迫

名迫です。皆さんとは長い間、農地転用等、主に農業委員会活動のお手伝いということで一緒にお仕事の方をさせていただいたんですけれども、本日をもって担当の方が代わるということで、今までどうもありがとうございました。

ただ、農林振興課の方ではほかの業務、引き続き行っておりますので、また何かのお力になればと思いますので、よろしく願いいたします。

・局 長

植木係長、それから北山の方は引き続きということで、また皆さんよろしく申し上げます。

ということで、先ほど来の話の中で、コロナウイルスということが言われています。本日11時に新型コロナウイルス対策本部というのを、市長が本部長の中で会議を開きました。この場をお借

りして少しだけ報告させていただきます。

3つの密という言葉は皆さんも再々テレビ等で聞いていただいていると思うんですが、橋本市においても5月6日まで、この密を避けるということで、屋内で多数の人、50名以上が集まるようなイベントや会議、それから、夜間の施設の使用については原則中止または延期することとなっています。集まる人数にかかわらず、行政が主催する会議等については書面での回覧や決議など代替措置等を検討することという明記があるんですが、お問い合わせ等もいただいたんですが、この農業委員会の開催というのはこれに含まれないので、引き続き農業委員会については開催させていただきますので、皆さんのご協力をお願いしたいというふうに思います。

それから、公共施設です。公民館等、皆さん方もいろんな地域活動の中でご利用いただいていると思うんですが、公共施設についても一部を除いて5月6日まで休館、貸し出しは禁止ということになっています。特に、この間からの宣言が出た後、大阪府や兵庫県から、橋本市の例えばテニスコートであったり体育館であったりというのを貸してほしいという、そういった問い合わせとかあるんですが、そういうことも含めて他府県の方は利用できないと、そんなふうに決めたところです。

なお、会議等をする場合については、施設を利用する際には、名簿をきっちりと記入するとか検温を実施していただくとか、そういったことも含めて対応することになっています。

それから、小・中学校の件です。皆さん方の中にはお孫さんが小学生、中学生、それから高校生の方もおられると思うんですが、市内の小・中学校については改めて4月13日から19日まで臨時休校となります。4月20日から再開するという方針を持っているんですが、これについては、また県の情報、それから国のいろんなガイドライン等の状況を見ながら改めて検討することになっています。

特に、学校給食の食材等の搬入について非常にご迷惑をかけているところなんですが、学校給食については、まずは今月一杯、仮に20日から再開されたとしても給食は再開しない、今月一杯は休みということを現時点では決めています。

あと、市民病院の情報です。市民病院では感染者の方が出れば、22人まではまず入院の確保ができるという状況です。ただしなんですが、4月13日以降、来週月曜日からは面会の方ができな

くなります。これは本当に皆さん方にかかわりが出てくると思うんですが、4月13日からは面会ができなくなりますので、ご注意をお願いします。

いろんなこと、皆さん方に伝えなければならないこと多々あるんですが、後ほど、これから農業委員の皆さん方と取り組んでいくこと等も含めてご提案もさせていただくんですが、私たち職員としては、コロナ対策を理由にすべてのことを消極的になるというのではなくて、しっかりと準備を進めながら、皆さん方のご協力を得て取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひします。

#### ・事務局

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が会議の議長となり会議を掌理するとなっております。

以後、土井会長におかれましては、ご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

#### ・土井会長

皆さん、改めまして、こんにちは。

令和2年度がスタートいたしまして、きょうで10日目ということでございます。新年度初めての定例の農業委員会ということでもあります。年度初めとして初めて、本年度も事務局、人事異動がありまして、先ほど報告があったんですが、新体制での事務対応となります。よろしくひとつお願ひしておきます。

既にご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症のために緊急事態宣言が発出されまして、全国的に大変緊張感のある社会環境となっております。拡大防止のため、先ほど局長の方からもありましたが、3密、いわゆる密閉・密接・密集はできる限り避けよと、不要不急の外出はするなど、こういう極めて強いお達しでございますが、やむを得ない時には必要十分な予防措置をとってするということが大変重要なことということでございますので、本日はこのように間隔をとった中での開催といたしておるところでございます。

クラスターやとかパンデミックやとかロックダウンやとかオー

バーシュートやとか、そういう片仮名が連日報道され、その意味合い、ようやく今頃になって理解できるようになりましたが、今、現状はそういうことです。このような困難な状況に今なっておるわけですが、こんな経験、私も七十有余年生きておりますが、こんな経験は今まではありません。今まであんまり恵まれた状況であり過ぎたのかなというようにも考えて、一度立ち止まって見直しするということのも大変いい機会と違うんか、辛抱する、我慢するということも大事な時ではないんかいなというふうに私個人としては感じておるところでございます。

委員の皆さん、十分に気をつけて、自分をとにかく守っていたできるようにお願いをしておきます。

4月よりは本市でも本格的に人・農地プランの実質化というのがスタートされるわけですが、委員会としても全面的にこれに協力していかなければなりません。

これに先立ちまして、先日皆さんにご協力をいただいた農地利用の最適化に係るアンケート調査の中間報告という形で、先月の県の農業会議で報告があったわけですが、最終まとめをもとにして県下全域と6地域を分析して各農業委員会にフィードバックして、必要に応じて県の方に意見書として提言をしていくと、こういうような形でございます。

13項目の質問があったわけですが、その主な回答をちょちょっと見てみますと、農地利用の集約・集積が進んでいないとか、農地の担い手が少ないとか、新規就農者の参入不足やとか、農地所有者の意向把握が不足しているやとか、遊休地等の解消に尽力をせないかんやとかということで、現場をよく知られておる皆様方の認識が大変よく反映された状況であったというような格好の中間報告でございました。

最終まとめを見た中で、またそんなような形で当所としても市当局に意見書を提出していかないかなというふうに考えておるところでございます。

それでは、これより定例委員会の議題に進めてまいります。座って進めます。

・ 議 長

事務局から、本日の出席委員について報告を願います。

・ 事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告申し上げます。

農業委員11名中10名の出席でございます。なお、議席番号4番大西敏夫委員より欠席届が提出されております。以上です。

#### ・議 長

事務局の報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案に先立ち、当職から議事録署名人の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号6番田中里美委員、議席番号7番田中一孝委員の2名を指名しますので、よろしく願いいたします。

また、書記には事務局職員を指名しますので、併せてよろしく願いをしておきます。

議事に入ります。

本日審議いたします案件は、提出議案5件、報告1件です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

#### ・事務局

農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明します。議案書の3-1ページと位置図の3-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市吉原・・・、・・・、・・・です。登記簿地目及び現況は畑で、今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請者同士が親族で、譲渡人が生前贈与を行うため本申請に及びました。譲受人、・・・氏の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、旧山田村の下限面積40aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は軽トラック1台、運搬機1台、動力噴霧器1台を所有しており、農業従事者は4名です。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図は3-2ページをご覧ください。申請地は橋本市胡麻生・・・、紀見・・・です。登記簿地目及び現況は畑で、今回の申請は売買による所有権の移転です。農地の維持管理が困難になってきた譲

渡人と農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、本申請に及びました。譲受人、・・・氏の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、旧紀見村の下限面積20aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は軽トラック1台、トラクター1台、田植え機1台、運搬機1台、動噴1台を所有しており、農業従事者は2名です。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明いたします。位置図は3-3ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町中島・・・です。登記簿地目及び現況は畑です。今回の申請は贈与による所有権の移転です。農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、本申請に及びました。譲受人、・・・氏の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、旧隅田村の下限面積30aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等の影響はありません。譲受人は耕運機1台、草刈り機1台、動力噴霧器1台を所有しており、農業従事者は2名です。

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明いたします。位置図は3-4ページをご覧ください。申請地は橋本市細川・・・、・・・、・・・です。登記簿地目及び現況は田です。今回の申請は売買による所有権の移転です。農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、本申請に及びました。譲受人、・・・氏の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、旧紀見村の下限面積20aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人はトラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、もみすり機1台を所有しており、農業従事者は2名です。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし書類審査及び現地調査いたしました結果、申請には必要な書類がすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから順次、追加説明お願ひします。

・松岡推進委員

活性化委員の松岡茂夫です。・・・さんは・・・さんの孫でございます。問題はないと思うんですけども、一番心配したのは贈与でございます。課税がかなり高いんじゃないのかなということで心配いたしました。調べてところ、・・・円ほどということでしたので、贈与になったわけです。経営移譲かまたは一括贈与か、そういうやり方の方がよかったんじゃないかなと思ったんですが、・・・円やったらどうちゅうことないやろということで贈与ということになりました。

・議 長

2番目は私の担当ですが、譲渡人と譲受人はご近所でございます。事務局のおっしゃるとおり、何も問題ございません。次、3番。

・田中（一）委員

隅田の田中です。7番です。・・・さんと脇坂さん、これは身内同士でございます。今、事務局の方から説明あったとおり、何ら問題はございません。以上です。

・議 長

4番は、これ私の担当ですが、これも近所同士、昔からの知り合いでございます。事務局のおっしゃるとおり、何も問題はございません。

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・・・・・・・・

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の4-1ページ及び位置図の4-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋本市高野口町名古屋・・・です。位置は市立応其小学校より北、約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田です。申請者は和歌山市に在住しており農地としての管理が難しくなってきたため、農地を車両置き場として有効活用しようと考え、本申請に至りました。計画によりますと、車両21台分の駐車場を整備します。排水について、汚水、雑排水は発生いたしません。雨水については申請地南側の側溝を経て申請地東側の既設水路へ放流します。このことについて、紀の川用水土地改良区、引の池土地改良区の同意書が添付されています。隣接する農地は3筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の預金残高確認書類が添付されております。

整理番号2番の案件についてご説明申し上げます。位置図の4-2ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町名古屋・・・、・・・です。位置は市立応其小学校より西、約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田です。申請者は、筆界未定地のため過去の申請が止まっており、今回、境界線が決定したため、経過書を添付の上、申請に至りました。計画によりますと、個人住宅用敷地が建設されます。排水について、生活排水は北側水路へ排水し、雨水については南側及び東側に隣接する水路へ放流します。このことについて、紀の川用水土地改良区、引の池土地改良区、下区自治会長の同意書が添付されています。隣接に農地はなく、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。なお、事業に対する経費については、既に整備済みのため発生しません。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結

果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから順次追加説明をお願いします。

・ 林委員

8番の林です。これ・・・にも一応話も聞いて、(聴取不能)以上です。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。どうぞ。

・ 廣田委員

5番の廣田ですが、えらい滑稽なことを聞いて悪いんですねやけども、車両置き場と駐車場とどないぞ違いますんか。えらい細かいことにこだわって悪いけども。

・ 事務局

車両置き場と駐車場ですが、車両置き場につきましては、今までの経緯から見ますと、動かなくなった車、例えば部品取りであったり使用されなくなった車を置くのがまさしく車両置き場であります。駐車場につきましては、日常的に車の出入りを伴う場所というふうに事務局の方は理解しておりますが。

・ 廣田委員

分かりました。ありがとうございます。

・ 議 長

ほかにありませんか。

．．．．．

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を採決します。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の5-1ページ及び位置図の5-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋本市賢堂・・・、位置は橋本橋より南西、約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田です。転用事業者は申請地に隣接して・・・を経営しており、経営規模拡大により倉庫と駐車場の確保を必用としていたところ、農業の経験が少なく農地管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、倉庫と3台分の駐車場を整備します。汚水、雑排水は発生せず、雨水については前面の既設水路へ放流します。このことについて、紀の川用水土地改良区及び地元区長の同意書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、所有者の同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

整理番号2番の案件についてご説明を申し上げます。位置図の5-2ページをご覧ください。申請地は橋本市賢堂・・・、位置は橋本橋より南西、約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿及び現況は田です。譲受人は現在、妻の実家で生活していましたが、子どもが生まれたことにより手狭になり、住宅の建設を考え適地を探していたところ、高齢のため農地の維持管理が困難と

なっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、2階建ての一般住宅1棟を建築します。排水について、汚水、雑排水については浄化槽で処理し申請地南側道路側溝へ排水し、雨水については収集し南側道路側溝へ放流します。このことについて、紀の川用水土地改良区及び水利組合の同意書が添付されています。隣接する農地はなく、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

整理番号3番の案件についてご説明を申し上げます。位置図の5-3ページをご覧ください。申請地は橋本市神野々・・・、位置は市立応其小学校より東に約・・・kmに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田です。転用事業者は近隣に会社の倉庫があり駐車場の確保を必要としていたところ、高齢のため農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、8台分の駐車場を整備します。排水について、汚水及び雑排水については発生せず、雨水については農業用水路へ放流します。このことについて、水利組合の同意書が添付されています。隣接する農地は5筆ありますが、所有者の同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

整理番号4番の案件についてご説明を申し上げます。位置図の5-4ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町応其・・・、位置は市立応其小学校より北東、・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田です。譲受人は現在賃貸住宅で生活をしておりましたが、子どもが生まれたことにより賃貸住宅が手狭になり、住宅の建設を考え適地を探していたところ、大阪府に住み農地の管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、木造2階建ての住宅を建築します。排水について、汚水排水は南側道路に埋設の公共下水に、雨水排水については南側に位置する道路側溝に排水します。このことについて、紀の川用水土地改良区及び引の池土地改良区の同意書が添付されています。隣接する農地はなく、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については・・・万円と見積もられ、必要額以

上の残高証明書が添付されています。

整理番号5番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5-5ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町霜草・・・、位置は市立境原小学校より南東、・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田です。譲受人は河内長野市で・・・を営んでおり、橋本市で住居を探していたところ、高齢のため農地管理が困難な譲渡人と話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、住宅を建築します。排水について、汚水は北側の公共下水に、雨水は東側の既設水路に排水します。このことについて、水利組合の同意書が添付されています。隣接する農地は2筆ありますが、所有者の同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

整理番号6番の案件についてご説明を申し上げます。位置図の5-6ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町山内・・・、位置は市立あやの台小学校より北西、・・・kmに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。譲受人は県道二見御幸辻線道路改良工事において転用事業者の宅地が買収されるため、宅地への進入路を確保する必要があるため申請に及びました。計画によりますと、進入道路を整備します。排水について、雨水は側溝から県道二見御幸辻停車場線道路の側溝を通り、大谷側へ放流します。このことについて、地元区長の同意書が添付されています。隣接する農地はなく、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については和歌山県が負担し、買主の負担はありません。

整理番号7番の案件についてご説明を申し上げます。位置図の5-7ページをご覧ください。申請地は橋本市恋野・・・、位置は市立恋野小学校より東、・・・kmに位置する第1種農地で、登記簿地目、現況は畑です。譲受人である恋野区は区民住民に不幸のあった場合は区民の協力により葬送を行っていますが、参列者の駐車場に苦慮しており、会社経営が多忙となり農地管理が困難になった譲渡人と話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、48台分の駐車場を整備します。排水について、西側に位置する既設水路に排水します。このことについて、区長代理の同意書が添付されています。隣接する農地は3筆あり、3名のうち1名については同意に至りませんでした。経過書が添付されて

おります。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

以上の案件について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。

担当委員さんから追加説明を順次申し上げます。

・廣田委員

案件1番、2番、説明させていただきます。

1番につきましては、事務局の説明のとおりであります。転用の目的のところ倉庫、駐車場となっておりますが、倉庫は既に・・・さんの畑に建っております。無断転用と違うかと思つて見ましたが、農業用倉庫は200㎡までがいけるということですので、まあええじゃろうということになって、適当と考えております。

2番につきましては、事務局の言うとおりであります。現地につきましては、推進委員の大上さんから説明させていただきます。よろしく申し上げます。

・大上推進委員

推進委員の大上です。1番は事務局のとおりで何ら問題ないと思います。ただ、ほんまに狭いところで、農地としては無理かなというようなところで、喜んでいるような状態かと思つます。

2番の方は、現在、・・・のほうにおるんやけども、ちょうどアパートと親元の家との間で、地元の消防団も入ったりして、いずれはこっちへ帰りたいというのが強かつたようで、話がまとまりました。何ら問題ないと思つます。以上です。

・議 長

3番。

- ・岡本委員

9番の岡本です。ちょっと事務局の説明を私、聞き間違ったのかわかりませんが、確認したいんですけども、現在ある駐車場、近くにあるというふうにお聞きしたんですけど、どの辺になるか、私よくそこは、何もないと聞いてったんですけど。

- ・事務局

申請書では駐車場設置の理由として、近隣に賃貸駐車場が不足しているためとありまして、聞き及ぶところによると、ここは何するんですかという、実は会社近くにあつて、駐車場が不足しとるんで今回の申請に至つたというふうに聞いております。ただ、詳細に倉庫であるとか場所については確認はまだいたしてございません。

- ・岡本委員

ということは、貸し駐車場の見込みが高いので駐車場をこないとするというふうにとればいいですね。

- ・事務局

そうですね。近隣に駐車場を借りようとしたんですけど、賃貸用の駐車場がないので、今回この申請に至つたというふうに出しております。

- ・岡本委員

それやったら、私聞いとるのと一緒です。特にありません。

- ・議長

4番。

- ・林委員

8番の林です。(聴取不能) 以上です。

- ・議長

5番。

- ・田中(一)委員

7番の田中です。5番、6番、事務局の方から説明あつたとお

りでございます。ただ、6番目については、これはもうほんま気の毒な位に気の毒なんです。ほんま現状を見れば、ほんまもう気の毒な位です、桂さんは。以上です。

・議 長

はい、次。

・大西（正）委員

3番大西です。両方、譲受人、譲渡人双方、行政書士さんにも確認をさせていただきまして、問題はないということです。現地も確認をさせていただいて、同意書依頼の報告書となって、1筆、同意書がないんですが、その土地は、位置図見ていただいたらいいんですけど、南側の方に隣接して、現況は仮の駐車場として既に使用させていただいています。隣接地はその南側、また一段高いということもありますし、地形、等、環境も転用後も変わらないと思われま。事務局の説明どおりです。以上です。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

.....

・議 長

事務局にちょっとお尋ねします。7番目、第1種農地になってあると思うんですけど、第1種農地は原則として基本的に不許可という認識があるんですが、特例のところがあつたらちょっと説明してほしい。これは県の審議会に行ったら、第1種農地の場合は必ず質問されますので、なぜこれ許可したんよという理論武装をして、説明をすることが出てくることありますので、ひとつ。

・事務局

事務局より加えさせていただきます。会長おっしゃるとおり、第1種農地については原則不許可となっておりますが、例外規定も設けられております。今回の申請につきましては、例外規定の1の8のオ、土地改良法等に基づき非農用地区域に設定された区

域に定められた用途施設というところと、1の4のエ、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断に至り、今回の上程に至っております。以上です。

・議 長

分かりました。ほしたら、県の審議会に行った時には、もし質問された場合はそんな形で許可相当ということで判断をしましたということで説明してください。

・事務局

はい。

・議 長

ほかに質疑はありませんか。

・・・・・・・・

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書につきましては基-1から基-2ページを、位置図につきましては基-1ページをご覧ください。今月の申請につきまして、新規での登録が8件、再設定が1件の合計9件となっております。

代表して、整理番号1番の案件についてご説明いたします。利用権の設定を受ける者は……。利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市神野々……。現況地目は田で、面積は……㎡となっております。利用権の種類は賃貸借で、普通畑として利用すると伺っております。利用権の期間につきましては5年となっております、利用権の設定を受ける者の耕作面積につきましては約……aの設定となっております。この土地につきましては、以前から引き続き継続の設定となっております。

また、今回、利用権を設定する土地につきましては、新規、再設定すべて含め11筆、合計……㎡となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明があればお願いします。

特にありませんか。

.....

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に

よる利用権の設定について（中間管理事業分）を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）についてご説明いたします。議案書につきましては中－1ページ、位置図につきましても中－1ページをご覧ください。

利用権を設定する土地につきましては合計4件あるのですが、代表して整理番号1番の案件を説明いたします。利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市菖蒲谷……。合計2筆です。現況地目は畑で、面積は合計……。㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用すると伺っております。利用権の期間は2年となっております、2年間の使用貸借となっております。

今回、利用権を設定する土地は全部で10筆、合計……。㎡となっております。県農業公社が今回の利用権の設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することとなっております。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明があればお願いします。

特にありませんか。

.....

・議長

それでは、質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・議長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利

用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。  
本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定します。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局に報告を求めます。

・ 事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明いたします。議案書の報-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件について、申請地は橋本市隅田町・・・です。賃貸人は・・・さん、賃借人は・・・さん。労力不足により、令和2年3月1日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市赤塚・・・。賃貸人は・・・さん、賃借人は・・・さん。戦前からの小作契約で、令和2年2月3日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。

以上、報告いたします。

・ 議 長

それでは、委員の皆さんから何かご意見、ご質問はございませんか。

ありませんか。

.....

・ 議 長

それでは、以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案と報告はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和2年4月農業委員会総会を閉会いたします。

（午後 4時08分閉会）

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和2年4月10日

会 長 土井 清美 ⑩

6 番 田中 里美 ⑩

7 番 田中 一孝 ⑩